

附件 2

一、商標法規定有關申請之法定期間，可申請回復原狀者，例示如下：

- (1)主張國際優先權及展覽會優先權之期間(第 20 條第 1 項、第 21 條第 1 項)
- (2)補正優先權證明文件之期間(第 20 條第 4 項)
- (3)繳納商標註冊費之期間(第 32 條第 2 項)
- (4)申請商標延展註冊之期間(第 34 條第 1 項)
- (5)商標異議之期間(第 48 條第 1 項)
- (6)商標申請評定之除斥期間(第 58 條第 1 項)

二、依商標法第 8 條第 4 項規定，非因故意遲誤繳納註冊費而復權之法定期間(第 32 條第 3 項)，不可申請回復原狀。